

【医療保険】訪問看護ステーション はーとぷらす 訪問看護利用料金表（2026年6月～）

訪問看護基本療養費				金額	利用者負担（円）			
				（円）	1割	2割	3割	
訪問看護基本療養費Ⅰ	看護師	週3日目まで	1日につき1回	5,550	555	1,110	1,665	
		週4日目以降		6,550	655	1,310	1,965	
	准看護師	週3日目まで		5,050	505	1,010	1,515	
		週4日目以降		3,050	605	1,210	1,815	
	理学療法士等			5,550	555	1,110	1,665	
訪問看護基本療養費Ⅱ 同一訪問日に同一建物居住者への複数訪問	同一建物同一日 【2人】	看護師	週3日目まで	5,550	555	1,110	1,665	
			週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965	
		准看護師	週3日目まで	5,050	505	1,010	1,515	
			週4日目以降	6,050	605	1,210	1,815	
		理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		5,550	555	1,110	1,665	
	同一建物同一日 【3人以上】 ※1人目から基本療養費Ⅱを算定	看護師	週3日目まで	2,780	278	556	834	
			週4日目以降	3,280	328	656	984	
		准看護師	週3日目まで	2,530	253	506	759	
			週4日目以降	3,030	303	606	909	
		理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		2,780	278	556	834	
基本療養費Ⅲ				厚生労働大臣が定める者が一時的な外泊で訪問看護/入院中1回（特定疾病等は2回）	8,500	850	1,700	2,550

基本療養費に追加となる加算							
緊急訪問看護加算※1	月14日目まで		2,650	265	530	795	
	月15日目以降		2,000	200	400	600	
長時間訪問看護加算※2	1時間30分を超えて実施		5,200	520	1,040	1,560	
難病等複数回訪問加算	1日2回	同一建物内1人または2人	4,500	450	900	1,350	
		同一建物内3人以上	4,000	400	800	1,200	
	1日3回以上	同一建物内1人または2人	8,000	800	1,600	2,400	
		同一建物内3人以上	7,200	720	1,440	2,160	
乳幼児加算（6歳未満）	厚生労働大臣が定める者		1,800	180	360	540	
	上記以外の場合		1,300	130	360	540	
複数名訪問看護加算※3	看護師等と同行		同一建物内1人または2人	4,500	450	900	1,350
			同一建物内3人以上	4,000	400	800	1,200
	准看護師と同行		同一建物内1人または2人	3,800	380	760	1,140
			同一建物内3人以上	3,400	340	680	1,020
	看護補助者と同行		同一建物内1人または2人	3,000	300	600	900
			同一建物内3人以上	2,700	270	540	810
	看護補助者と同行 のうち特別な管理 を必要とする場合	1日1回	同一建物内1人または2人	3,000	300	600	900
			同一建物内3人以上	2,700	270	540	810
		1日2回以上	同一建物内1人または2人	6,000	600	1,200	1,800
			同一建物内3人以上	5,400	540	1,080	1,620
		1日3回以上	同一建物内1人または2人	10,000	1,000	2,000	3,000
			同一建物内3人以上	9,000	900	1,800	2,700
早朝・夜間加算	6時～8時・18時～22時		1回につき	2,100	210	420	630
深夜加算	22時～6時		1回につき	4,200	420	840	1,260

訪問看護管理療養費						
訪問看護管理療養費	月の1日目	1ヶ月に1回	7,710	771	1,542	2,313
訪問看護管理療養費2	月の2日目以降	1日につき1回	3,010	301	602	903
該当する場合に1ヶ月につき1回算定する加算						
24時間対応体制加算※4			6,800	680	1,360	2,040
特別管理加算※5	Ⅰ 厚生労働大臣が定める状態にある利用者		5,000	500	1,000	1,500
	Ⅱ 上記以外の場合		2,500	250	500	750
該当する場合に都度算定する加算						
看護・介護職員連携強化加算			2,500	250	500	750
退院時共同指導加算※6		1回、がん末期等は2回	8,000	800	1,600	2,400
特別管理指導加算※7		訪問看護の初日に1回	2,000	200	400	600
退院支援指導加算※8	厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合		8,400	840	1,680	2,520
	上記以外の場合		6,000	600	1,200	1,800
在宅患者連携指導加算		月1回	3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		月2回	2,000	200	400	600
訪問看護医療DX情報活用加算		月1回	50	5	10	15
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）		月1回	1,050	105	210	315
訪問看護物価対応料1	月の初日	1ヶ月に1回	60	6	12	18
訪問看護物価対応料1	月の2日目以降	1日につき1回	20	2	4	6

その他療養費				
情報提供療養費1・2・3	1,500	150	300	450
訪問看護ターミナルケア療養費1※9	25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000	1,000	2,000	3,000

【加算等について】

※1 緊急訪問看護加算

利用者または家族の緊急の求めで、主治医（診療所または在宅療養支援病院の保険医）の指示に基づき、緊急訪問看護を行った場合に算定します。（主治医が対応しない夜間等において、連携する医療機関の指示での緊急訪問の場合も算定できる）

※2 長時間訪問看護加算（1時間30分を超える）

90分を越えて長時間訪問看護を行う場合に算定します。

- ・ 特別管理加算・特別指示書の場合は1日/週
- ・ 15歳未満で（準）超重症児および特掲診療料別表第8の対象は3日/週まで可能

※3 複数名訪問看護加算

保健師、助産師、看護師又は准看護師（「以下看護職員」という）が同時に他の看護師等または看護補助者（以下「その他職員」という）と訪問看護を行った場合に加算します。

- イ. 看護師と訪問（1日/週）
- ロ. 看護補助者と訪問（3日/週、ハを除く）
- ハ. 看護補助者と訪問（厚生労働大臣が定める場合に限る）
 - (1) 1回/1日
 - (2) 2回/1日
 - (3) 3回/1日以上

厚生労働大臣が定める疾病等の利用者

①特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の利用者

②特掲診療料の施設基準等別表8に掲げる利用者

③特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている利用者

④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる利用者

⑤利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる利用者
(看護職員がその他職員と同時に指定訪問看護を行う場合に限る)

⑥その他利用者の状況等から判断して①～⑤のいずれかに準ずると認められる利用者
(看護職員がその他職員と同時に指定訪問看護を行う場合に限る)

※4 24時間対応加算

利用者または家族からの電話等に常時対応し(災害時は除く)、緊急時訪問看護を必要に応じ
て行える体制にある場合、利用者の同意を得て月1回算定します

※5 特別管理加算

下記の医療的ケアを受けている方となります(月1回算定)

I 特別な管理のうち重症度の高い場合
(ア) 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、 又は、気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある者
II 特別な管理を要する場合
(イ) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈 栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸 指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は、在宅肺高血圧 症患者指導管理を受けている状態にある者
(ウ) 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
(エ) 真皮を超える褥瘡の状態にある者
(オ) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

※6 退院時共同指導加算

病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院、退所されるにあたって、医師・訪問看護
ステーションの看護師等が病院へ出向き、共同して居宅における療養上必要な指導を行い、文
書で導内容を提供した場合に算定します。(入院中に1回、厚生労働大臣が定める疾病等、特別
管理加算(ただし(オ)を除く)の対象者は入院中2回まで訪問看護の初日に算定。

※7 特別管理指導加算

特別管理加算(ただし(オ)を除く)の対象者に対して、退院時共同指導加算に特別に管理を
要する患者への指導として上乗せ加算を算定します。

※8 退院支援指導加算

厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者が、保健医療機関から
退院される日に看護師が療養上の指導を行った場合に算定します

※9 訪問看護ターミナルケア療養費 1（介護保険との通算可能）

死亡日および死亡前14日以内に2日以上のターミナルケアを行った場合に算定します

（ターミナルケアとは、ご自宅で終末期を過ごしたいとお考えの方に、少しでも安心して楽にお過ごしいただけるように、訪問看護の体制・多職種連携を強化しお手伝いいたします。）

【その他の費用】

訪問にかかる交通費	当ステーションより片道10km以上は、1回の訪問につき250円
死後の処置料	15,000円

◎1か月のご利用料の目安

月により、訪問回数が変わりますので、料金も変動します。

下記に提示した金額は目安になることをご了承ください。

訪問看護 回/月 約 円 + 交通費 円

私は、上記料金内容の説明を受け、同意いたしました。

年 月 日

利用者氏名 _____

代筆者氏名 _____ 続柄（ ）

代筆理由 ☐ 手が不自由 ☐ 認知症 ☐ その他（ ）

代理人氏名 _____